

## 東久留米市勤労市民共済会情報公開実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東久留米市情報公開条例（平成12年3月31日 条例第6号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨に基づき、東久留米市勤労市民共済会（以下「共済会」という。）において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体情報 共済会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録という。以下同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして共済会が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除くものとする。
- (2) 団体情報の開示 共済会がこの要綱に基づき、団体情報を閲覧し若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

### (この要綱の解釈及び運用)

第3条 共済会は、この要綱の解釈及び運用を、情報公開条例の趣旨に則り行わなければならない。この場合において、共済会は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報をみだりに開示することのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (適正な請求及び使用)

第4条 この要綱の定めるところにより、団体情報の開示を請求しようとするものは、この要綱の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、団体情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### (団体情報の開示の請求ができるもの)

第5条 何人も、この要綱の定めるところにより、共済会に対して団体情報の開示を請求することができる。

### (団体情報の開示請求手続)

第6条 団体情報の開示を請求しようとするものは、共済会に対して、次の各号に掲げる事項を記載した団体情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。なお、開示請求書の様式は、別紙に定めるとおりとする。

- (1) 氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所または事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開示を請求する団体情報の名称その他当該団体情報を特定にするに足りる事項

(3) 前2項に掲げるもののほか、別に定める事項

- 2 共済会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、共済会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。
- 3 共済会は、開示請求者が前項の補正を行わないときは、当該開示請求に応じないことができる。

(団体情報の開示義務)

第7条 共済会は、開示請求があったときは、開示請求に係る団体情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該団体情報を開示しなければならない。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（[地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条](#)に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、地方公共団体及び共済会を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位がそこなわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活を保護するため公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するため公にすることが必要であると認められる情報

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 共済会並びに国、東久留米市及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 共済会が行う事務又は事業に関する情報であって、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(団体情報の一部開示)

第8条 共済会は、開示請求に係る団体情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る団体情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(団体情報の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る団体情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、共済会は、当該団体情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第10条 共済会は、開示請求に係る団体情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 共済会は、開示請求に係る団体情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る団体情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 共済会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、共済会は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求に係る団体情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、共済会は、開示請求に係る団体情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの団体情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、共済会は、第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの団体情報について開示決定等をする期限

(理由付記等)

第 12 条 共済会は、第 10 条各項の規定により開示請求に係る団体情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 共済会は、前項の場合において、開示請求に係る団体情報が、当該団体情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から 1 年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第 13 条 共済会は、開示請求に係る団体情報が他の共済会により作成されたものであるときその他他の共済会において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の共済会と協議の上、当該他の共済会に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした共済会は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた共済会において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした共済会が移送前にした行為は、移送を受けた共済会がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた共済会が第 11 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該共済会は、開示を行しなければならない。この場合において、移送をした共済会は、当該開示に必要な協力をしなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第14条 共済会は、開示請求に係る団体情報に共済会及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えることができる。

2 共済会は、第三者に関する情報が記録されている団体情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ただし書き又は同第3号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（団体情報の開示の方法）

第15条 団体情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム（マイクロフィルムに限る。）については写しの交付により、電磁的記録については印刷物として出力したものの交付による。

2 電磁的記録については、前項に定めるもののほか、情報化の進展状況に合わせて、その種別及び開示方法を速やかに定めるものとする。

3 第1項の閲覧の方法による団体情報の開示にあつては、共済会は、当該団体情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該団体情報の写しによりこれを行うことができる。

（手数料等）

第16条 この要綱に基づく団体情報の閲覧又は視聴に要する手数料は、無料とする。

2 この要綱に基づき団体情報の写しの交付を行う場合における当該団体情報の写しの作成及び送付に要する費用は、申請者の負担とする。

（他の制度等との調整）

第17条 共済会は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる団体情報については開示をしないものとする。

（異議の申出）

第18条 共済会が行った、開示決定等について不服のあるものは、共済会に対して書面により異議の申出をすることができる。

2 前項の異議の申出は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 共済会は、第1項の異議申出があつた場合は、当該異議の申出の対象となつた開示決定等について再度の検討を行ったうえで、当該異議の申出についての回答を書面によりしなければならない。

4 前項の回答をするに当たっては、当該異議の申出が第2項の期間の経過後になされたものである等、明らかに不適切なものである場合を除き、東久留米市長に対して当該異議の申出について報告をし、当該異議の申出についての東久留米市長からの指導に基づき回答しなければならない。

（情報の公表）

第19条 共済会は、市民に対して、共済会に関する正確でわかりやすい情報を積極的かつ迅速の公表するよう努めるものとする。

2 共済会は、次に掲げる情報について、その主たる事務所で一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 事業概要
  - (2) 事業報告
  - (3) 決算書
  - (4) 事業計画書
  - (5) 予算書
  - (6) 規約等
  - (7) 役員名簿
- (団体情報の管理)

第20条 共済会は、団体情報を適正に管理するものとする。

(運用状況の報告)

第21条 共済会は、毎年1回、この要綱の運用状況を、東久留米市長に報告しなければならない。

#### 付則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、施行日以後に作成し、又は取得した団体情報について適用し、施行日前に作成し、又は取得した団体情報については、整理の完了したものから適用する。